

精子凍結期限延長・廃棄に関して

凍結更新料金

凍結更新料 16,500円/年（税込） 更新手続き時の消費税率が適応されます

※更新料は凍結本数に限らず、凍結周期ごとに必要となります。

- (1) 凍結期限は凍結日から1年間です。
- (2) 更新受付期間は、凍結期限2か月前から凍結期限日当日までです。
- (3) 手続き方法は郵送（現金書留）又は窓口にて受け付けます。
- (4) 保存期限までに更新の手続き及び更新後の代金の支払の両方が完了していない場合には、当院に登録頂いているメールアドレスに1度ご連絡致します。返信がなかった場合でも、その連絡日から1か月以内に当該手続き及び支払を完了して頂けない場合には、保存している精子を廃棄致します。
- (5) ご連絡先に変更があった場合は必ず [@link] より変更お願い致します。
- (6) 廃棄を希望される場合は、凍結【受精卵（胚）・卵子・精子】廃棄申請・同意書の提出が必要です。

凍結保存延長手続き方法

- ・凍結【受精卵（胚）・卵子・精子】保存延長申請・同意書 は、下記URLよりダウンロードしてください。
- ・郵送（現金書留）によるお手続きの場合は、「更新料金」と「保存延長申請・同意書」の両方を現金書留封筒（通常封書不可）に同封して、当院受付宛に現金書留郵便で郵送して下さい。当院到着より、おおむね2週間以内に、同意書記載のご住所に、普通郵便にて領収書をお送りします。領収書受領をもって手続き完了となります。当院より領収書が届かない場合は、お手数ですがお電話でお問い合わせをお願いします。
- ・窓口でのお手続きの場合は、「更新料金」と「保存延長申請・同意書」をご持参下さい。窓口にて領収書を発行し、手続き完了となります。（注）銀行振り込みは受け付けておりません

凍結【受精卵（胚）・卵子・精子】保存延長申請・同意書

<https://www.ivf-shinagawa.com/clinic/pdf/hozonencyou.pdf>

廃棄手続き方法

- 凍結【受精卵（胚）・卵子・精子】廃棄申請・同意書 は、下記URLよりダウンロードしてください。
- 「廃棄申請・同意書」を当院受付宛に郵送、または窓口までご持参下さい。

※ 凍結保存延長・廃棄についての注意点

- 日曜日、年末年始、その他当院休診日のお手続きはできません。
- 同意書の署名について：必ずご本人が直筆で署名をお願いします。本人以外の方が署名されますと、有印私文書偽造として刑事罰を受けることがあります。
- 凍結日が異なる凍結物については、凍結周期ごとに「保存延長申請・同意書」と「廃棄申請・同意書」の提出が必要となります。

凍結【受精卵（胚）・卵子・精子】廃棄申請・同意書

<https://www.ivf-shinagawa.com/clinic/pdf/hakishinsei.pdf>